



福岡県医発第1640号(地)

平成18年12月8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武



福岡県産業別最低賃金の改正について

標記の件につきまして、福岡労働局長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件についてご了解いただきとともに、貴会会員に対する周知方
よろしく願いいたします。

なお、内容に関するお問い合わせにつきましては下記へお願いいたします。

記

【お問合せ先】

福岡労働局労働基準部賃金課 Tel: 092-411-4578

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵・永田正和





福岡労発基第297号
平成18年11月29日

福岡県医師会
代表者殿

福岡労働局長
(公印省略)

福岡県産業別最低賃金の改正について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に改正された「福岡県最低賃金」に引き続き、本年も「産業別最低賃金」が改正されます。

つきましては、同封の広報用ポスター、チラシ等につきまして貴所内に掲示いただく等、貴団体加盟事業場の皆様や来所の皆様への改正福岡県産業別最低賃金周知についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせは

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡労働局労働基準部賃金課 吉原、岡
TEL 092-411-4578 FAX 092-411-2633

No 16-787



福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金

1時間 **652円**

効力発生日
平成
18.10.1

下記の産業別最低賃金が
適用される労働者はその金額

産業別最低賃金		効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 鋼材製造業	1時間 770円	平成 18.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であつて、技能修得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電気機械器具 情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	1時間 743円	平成 18.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であつて、技能修得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ. 清掃又は片付けの業務 ロ. 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ) バリ取り、かえり取り又は鋳ばり取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ. 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 自転車・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く	1時間 760円	平成 18.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であつて、技能修得中のもの ③ 清掃、片付け、賭い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店 総合スーパー 衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できないものであつて、常時雇用する労働者が50人以上の事業所	1時間 717円	平成 18.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であつて、技能修得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業 衣・食・住にわたる各種の商品を一括して小売りし、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判断できないものであつて、常時雇用する労働者が50人未満の事業所	1時間 710円	平成 14.12.10	④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業	1時間 758円	平成 18.12.10	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であつて、技能修得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) 最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

事業主のみなさまへ

●労働保険：「雇ったら、入る。」

原則として労働者を一人でも雇っている事業主は、「労働保険」に加入することが法律で義務付けられています。また、事業主の委託を受けて事務を代行する「労働保険事務組合」制度もあります。

●男女雇用機会均等法が変わります!(平成19年4月1日より 施行)

●「ねえ みんな、この金額に目を留めて!」